

令和6年度採用 石巻市任期付職員採用試験要項

《 学芸員 》

- 受付期間 令和5年7月3日（月）から令和5年8月14日（月）まで  
(当日消印有効)
- 第1次試験 令和5年9月17日（日）

1 試験職種・採用予定人員・職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
学芸員 (考古)	1名程度	市の歴史に関する調査研究や埋蔵文化財の発掘調査等の専門業務に従事します。

2 任用期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

※ただし、市の状況などにより、任期を変更・更新することがあります。

3 受験資格

(1) 年齢・資格

試験職種	受験資格
学芸員 (考古)	学芸員（考古学を専攻）の資格を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者は、(1)の要件を満たしていても受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 石巻市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 試験日時・試験科目・試験会場

試験日時			試験科目	対象者	試験会場
第1次試験	令和5年 9月17日 (日)	10:00～10:50	事務能力基礎試験	全 員	石巻市立 桜坂高等学校 (変更となる場合 があります。)  ※上履きを持参し てください。
		11:10～12:10	作 文 試 験		
		12:30～12:50	職 場 適 応 力 診 断		
第2次試験	令和5年11月上旬の予定		面 接 試 験	第1次試験 合格者のみ	後日決定 (別途通知)

#### 5 試験内容

試験科目		内 容	問題数・時間等
第1次試験	事務能力基礎試験	国語（日本語）能力、数的処理能力	30題 50分
	作 文 試 験	公務員として必要な識見、判断力、 思考力等についての記述試験	800字 1時間
	職 場 適 応 力 診 断	公務員に求められる資質について の検査	132題 20分
第2次試験	面 接 試 験	公務員としての適格性についての面接	

※ 最終合格者には、所定の健康診断書の提出を求めます。

## 6 受験手続

申込書の請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石巻市総務部人事課、各総合支所又は各支所で配布します。 ※土日祝日を除きます。</li> <li>● 郵送を希望する場合は、封筒の表に「<b>任期付職員採用試験(学芸員)申込書請求</b>」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒（A4サイズが入る大きさの封筒（角2サイズ）に140円切手を貼付）を必ず同封し、請求してください。</li> </ul>
受験の申込方法	<p>※ 郵便に限り受付します。（8月14日（月）当日消印有効）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>記入の仕方をよく読み</u>、申込書及び履歴書に必要事項を正確に記入してください。</li> <li>● 申込書にある返信用はがき（受験票の裏面）に<u>63円切手を貼り付けてください。</u></li> <li>● 封筒の表に「<b>任期付職員採用試験(学芸員)</b>」と朱書して石巻市総務部人事課宛て送付してください。（<u>申込書は折り曲げないでください。</u>）</li> </ul>
受験票の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受験票は受付締切後に発送しますが、<b>9月1日(金)</b>までに届かない場合は人事課までお問い合わせください。</li> </ul>
請求・申込問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市総務部人事課 ☎ 0225-95-1111 内線 4064</li> </ul>

## 7 合格発表・採用時期

合格発表	第1次	10月下旬に公告するほか、受験者全員に通知します。
	第2次	11月下旬に公告するほか、第2次試験受験者全員に通知します。
採用時期	原則として、令和6年4月1日から採用します。 ただし、採用予定日より前倒しで採用する場合があります。	

## 8 給与

(1) 初任給は市条例等に基づき、職歴等により調整の上、決定されます。

### 【モデルケース】

初任給（大学卒職務経験3年）	191,700円※
----------------	-----------

※職務経験の内容によって金額が異なります。

(2) 上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれの要件により支給されます。